



一人ひとりの思いやりが
生まれ、育ち、集まると、
やがて豊かな社会になる。

世界人権宣言

をご存知でしょうか？

世界人権宣言は、1948(昭和23)年12月10日に

第3回国連総会で採択され、70年を迎えます。

世界人権宣言は「人類共通の財産」です。

この宣言には、全世界に通用する基本的人権尊重の原則が定められており、

世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。

世界中で12月10日は「人権デー」とされ、
また、我が国では12月4日から10日を「人権週間」と定め、

人権を尊重する考えを普及し、

高揚させるための啓発活動を全国各地で実施しています。

21世紀は、日本をはじめ世界の人々が、
すべての人権を享受できるようにしていかなければなりません。

これを機会に『世界人権宣言』を読み返してみませんか。

みんなで築こう 人権の世紀

～考え方 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

香川県・高松法務局・香川県人権擁護委員連合会・香川県人権啓発活動ネットワーク協議会・香川県人権啓発推進会議

ねっと人権かがわ



人権かがやきくん

世界人権宣言(抜粋)

1948年12月10日、フランス・パリで行われた第3回国連総会にて採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎があるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認しつつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促

進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

人権尊重社会の実現をめざして

私たちの社会には、依然としてさまざまな人権問題が存在しています。

その根底には、「自分の人権と他人の人権を正しく理解し、相互に尊重しあう」という人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着していないことがあると言われています。

私たち一人ひとりが人権の大切さについて正しく理解し、お互いの人権を尊重することにより、すべての人が笑顔で暮せる平和で豊かな社会をめざしましょう。

さまざまの人権問題

1 女性の人権

2 子どもの人権

3 高齢者の人権

4 障害者の人権

5 同和問題

6 外国人の人権

7 ハンセン病回復者やHIV感染者等の人権

8 犯罪被害者等の人権

9 インターネットによる人権侵害

10 アイヌの人々の人権

11 刑を終えて出所した人の人権

12 性的少数者の人権

13 北朝鮮当局による拉致問題等

14 ホームレスの人権

15 人身取引

16 東日本大震災に伴う放射線被ばくについての風評被害

など

人権問題に関するご相談は、こちらまで。

◎みんなの人権110番(法務局) TEL.0570-003-110

◎人権に関する相談(県庁) TEL.087-832-3205

◎性的少数者(LGBT)電話相談 TEL.087-832-3222

(毎月第1月曜日・第3土曜日 18:00~21:00)

《発行》

香川県人権啓発推進会議

(事務局 香川県総務部人権・同和政策課)

高松市番町四丁目1番10号

TEL.087-832-3201